

ご案内

**家族信託は、
認知症や相続対策として
利用されている法的制度です。**

ご相談・お申込みの流れ〈要予約〉

① 日時のご予約

☎045-475-1279 or LINE or HP(お問い合わせフォーム) から

② ご来所

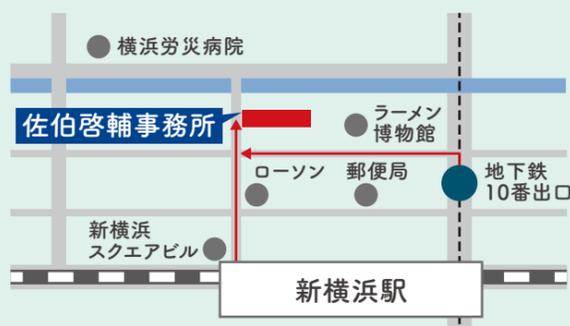
サービス内容のご説明 ※この時のご相談は無料(45分)です。

③ お申し込み

④ 家族信託組成サポートのスタート

※ご自宅等出張希望の方はご相談ください。 ※土日祝日、夜間のご予約も可能です。
※WEBによるご説明も対応いたします(お申し込み時には原則面談が必要です)。

アクセス



代表プロフィール



司法書士佐伯啓輔事務所
代表 司法書士/民事信託士 佐伯啓輔



HP



公式LINE

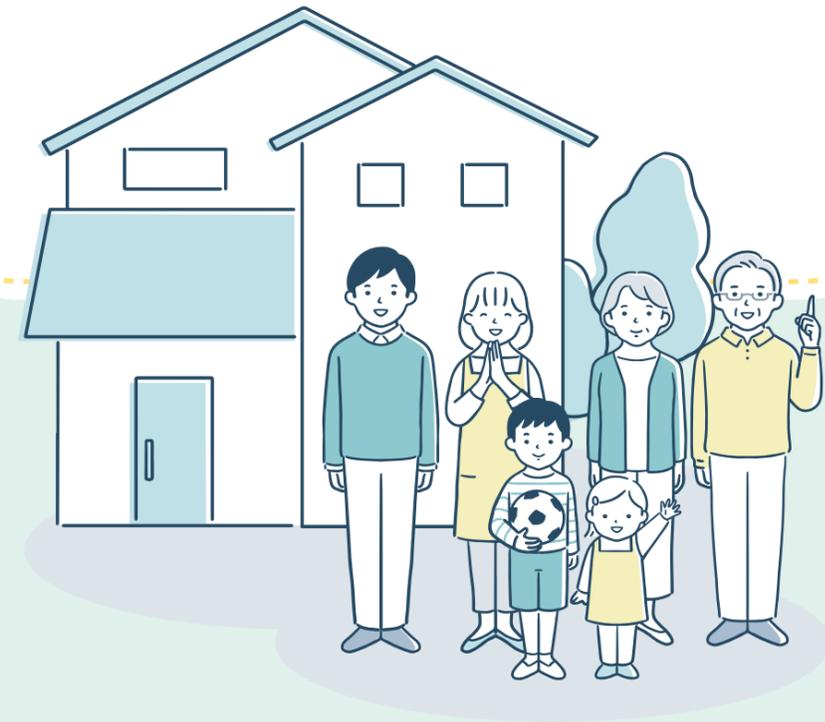


友達追加で
無料相談延長!

家族信託組成サービス

「たくする」

司法書士による
老後の財産管理の備え
認知症対策
のお手伝い



◆ 司法書士佐伯啓輔事務所

「家族に」「信じて」「託す」 家族信託を検討されませんか？



「信託」の意味はご存知でしょうか？
文字通り「信じて」「託す」という意味です。
「信じる」= 信頼できる人 「託す」= 自身の大切な財産を意味する。
要するに、「財産を信頼できる人に委ねる」ということです。
委ねられた人は、財産の管理や相続・運用の権利を与えられます。
では、なぜ自身の財産を他者に委ねる必要があるのでしょうか？
それが家族信託を選択する理由です。

認知症になる方は増えている

高齢化の進展とともに、認知症患者数も増加しています。
将来的には、6人に1人程度が認知症有病者になるという統計もあります。



認知症になると何が困るの？

生活のサポートはもちろんのことですが、財産を管理したり、何かを契約したりすることにも困難が生じます。
特に不動産の売却の際、認知症等の影響でご自身の意思がしっかりと表示出来ない場合には、売却が進まない、という状況になってしまうことも考えられます。

ご自宅の売却が進まない…

- ・介護施設入居のための資金が捻出できない!?
- ・生活費にあてることが出来ない!?

不動産売却までの流れ



※この時点で
司法書士による
意思確認が必要

測量は、隣地との立ち合いが必要になるため、場合によってはとても時間がかかることがあります。
様々な事情で、残代金支払までに年単位で時間がかかることもあります。当然、買い手を探すにも時間がかかる場合があります。

はっきりと任せる人を決めておかないと、家族間でのトラブルも？

例えば…そういった時の財産の管理等を、口約束で決めておくと、任された人に対して、他の親族が「通帳を勝手に持ち出している」などと批難して、トラブルになってしまうことも…

息子に委任もダメ？

認知症等でご自身の意思表示が出来ない状況であれば、
そもそも委任するという契約も有効には成立しません。



認知症でご自身の意思の表示が困難な状況下での不動産の売却には、「成年後見制度」の利用が必要になります。但し、
①誰が後見人になるかは、裁判所が指定する(『候補者』を申し出ることは可能)
②不動産の売却だけに(スポット的に)利用することは出来ない
③自宅等の売却にはさらに裁判所の許可がいる
こういった点に留意する必要があります。

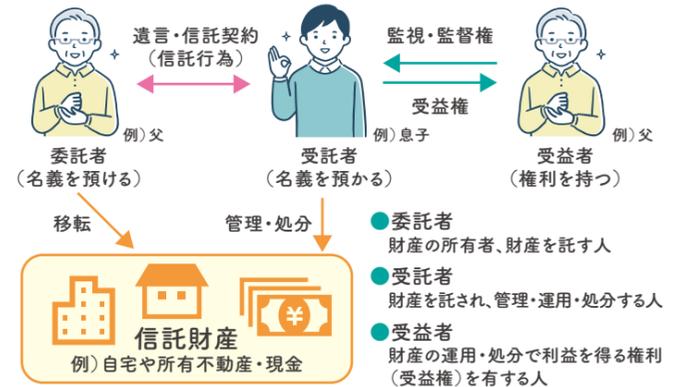
家族信託の組成サービス 「たくする」の出番!



そもそも家族信託ってどんなものだろう？

家族信託とは…

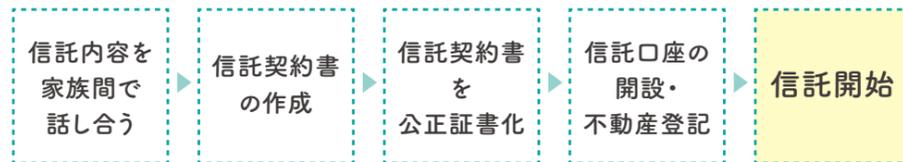
ある人(委託者)が自分が有する一定の財産を信頼できる人(受託者)に託し、託された人が、その財産を一定の目的に従って管理活用処分し、その中で託された財産や運用益を、利益を受け取る人(受益者)に給付したりして、定められた目的を達成する、という制度です。例えば、子どもなど信頼できる家族・親族に財産(不動産)を託しておき、その管理活用処分を委ねておけば、施設入居費用捻出や暮らし替えのために売却する際には、託された子どもが対応出来るようになります。



※信託銀行の遺言信託や投資商品の投資信託とはまったく違います。

家族信託を司法書士に依頼すると

司法書士に依頼後の流れ



すべてにおいて
相談・対応が
可能です

家族信託にかかる費用

480,000円(税込528,000円)~
+登記費用+公証役場手数料

※信託する財産の内容により変動いたします。

